

（表面）

第 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第18条第1項の規定により
立入検査をする職員の身分証明書

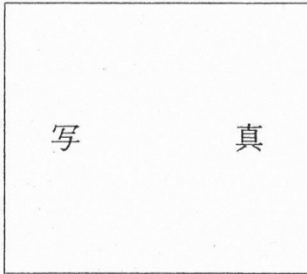
官 職

氏 名

生年月日

年 月 日発行

年 月 日限り有効



写 真

農林水産大臣（都道府県知事） 印

（押出スタンプ）

（裏面）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（抄）

第18条 農林水産大臣は特定海洋生物資源の採捕を行う指定漁業等を営む者
その他の関係者に対し、都道府県の知事は特定海洋生物資源又は当該都道
府県の指定海洋生物資源の採捕を行う知事許可漁業を営む者その他の関係
者に対し、この法律の施行に必要な限度において、採捕の状況その他の必
要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の漁場、船舶、
事業場、事務所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは漁獲物、帳
簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯
し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも
のと解釈してはならない。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又
は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者